

第I章 クリーン仙台推進員制度の概要

1 目的

ごみと資源物を正しく分別してマナーを守って出すこと、資源物はリサイクルするなど、ごみの適正な排出や減量を推進するためには、各家庭・地域での日頃の継続した取り組みが欠かせません。

「クリーン仙台推進員制度」は、町内会等団体の代表者から推薦された方々を「クリーン仙台推進員」および「クリーンメイト」に委嘱して、地域におけるごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みのリーダー的役割を担っていただき、市民と行政が連携して、快適な生活環境づくりを効果的に推進していくことを目的としています。

2 クリーン仙台推進員・クリーンメイトの委嘱

(1) クリーン仙台推進員とは

ごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みにおいて、市と地域住民とのパイプ役として、また地域のリーダーとして、地域の実情に合わせて中心的に活動していただく方です。

仙台市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8で規定する「廃棄物減量等推進員」として位置付けています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（廃棄物減量等推進員）

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(2) クリーンメイトとは

クリーン仙台推進員（以下「推進員」）をサポートし、一緒に活動していただく方です。

(3) 推薦および委嘱

① 推薦・委嘱方法

町内会等団体の代表者からの推薦に基づき、市長が委嘱します。

② 委嘱者数

推進員は、町内会等に加入している世帯数によって、委嘱人数に上限があります。

クリーンメイト（以下「メイト」）は、委嘱人数に制限がありません。地域の活動実態に合わせて推薦いただけます。

推進員の委嘱可能人数

● 500世帯未満の町内会等 = 5名以内

● 500世帯以上の町内会等 = 10名以内

③ 任期

2年間（令和7年10月1日～令和9年9月30日）

※途中で委嘱された場合の任期は、「委嘱された日～令和9年9月30日」となります。

④ 配付物

ベストと名札を配付します。身分を明らかにするためにも、推進員活動の際には着用してください。

※ベストは貸与品です。交代する場合は、後任の方に引き継いでください。

※ベストや名札が破損した場合や汚損が激しい場合などは、新しいものと交換しますので、お住まいの区の環境事業所にご連絡ください。



▲ベストと名札

⑤ 任期途中の退任・変更・推薦

所定の様式（36～39ページをコピーして使用してください。仙台市ホームページからもダウンロードできます）に記入し、団体代表者（町内会等）から、お住まいの区の環境事業所にご提出ください。

※推進員・メイトの推薦や退任は随時受け付けていますが、毎月25日（25日が土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日）までに受け付けた分を翌月1日付で委嘱します。

3 主な活動内容 ※できるところから、活動をお願いします

(1) ごみの適正な分別・排出およびリサイクルの促進に関する活動

ごみの適正な分別や排出、リサイクルを促進するためには、地域の皆さんに、分別・リサイクルの必要性やごみと資源物の正しい分別方法などを知ってもらうことが大切です。町内会報への掲載やポスター・チラシの作成、勉強会の企画などの方法で、ごみ分別等の広報・啓発をお願いします。

- ◀例> 集積所の見回りや点検
- 回覧用チラシや集積所への掲示物の作成
- 地域の皆さんを対象とした、ごみ分別勉強会の企画・開催
- 環境施設見学会の企画・開催



◀集積所掲示用ポスター

(2) ごみ集積所排出状況の把握

自分が住む地域のごみの排出状況を知ることで、問題点を把握し、以後の推進員活動の手掛かりとしていただくことを目的とした調査です。地域の方々にも参加を呼び掛けて一緒にごみの排出状況を確認してもらうことで、出し方マナーの改善につながるほか、推進員やメイトの活動を知ってもらうこともできます。



◀調査風景
調査は、袋の外観から目視で行います

(3) 不法投棄巡視活動

不法投棄されやすい場所の見回りなど、不法投棄をされない環境づくりにご協力をお願いします。

不法投棄を発見した場合には

不法投棄を発見した区の環境事業所または産廃 110 番へご連絡ください。

(連絡先は 35 ページ)

※放置自転車・バイク・自動車を見つけたときは、最寄りの警察署または交番にご連絡ください。

(4) 生活環境を清潔に保つための活動

きれいな環境はごみを捨てにくく、また、住人も排出ルールを守り、分別の割合も高くなります。地域の実情に合わせて、地域の生活環境を清潔に保つための活動をお願いします。

- 《例》 集積所の清掃や清掃当番制の実施
 集積所の改修（鳥獣対策のための工作物の製作など）
 地域清掃の企画・実施



◀集積所の清掃

(5) 活動報告書の提出

推進員の皆さんには、年 1 回、活動報告書として活動内容や頻度をご報告いただきます。報告書提出の依頼文を年度末に郵送いたしますので、期限までの提出をお願いします。

- 活動は無償となりますので、ご了承ください。
- 仙台市内で行う推進員・メイトの活動において、万一事故に遭われた場合には、仙台市が実施・運営する「市民活動補償制度」が適用されます。各区まちづくり推進課、各総合支所まちづくり推進課が窓口となりますので、事故発生から 30 日以内に連絡してください。(連絡先は 35 ページ)

4 推進員活動における市の支援

(1) 情報の提供

① 活動の手引き (本誌。委嘱時に配付)

クリーン仙台推進員制度の概要や取り組み事例などを掲載しています。

② 仙台メビウス通信(年4回)

推進員向けに開催した研修会等の様子や環境局からのお知らせを掲載しているほか、推進員・メイトの皆さんの地域での活動内容などを紹介しています。推進員・メイトの皆さんのほか、皆さんの日頃の活動内容をお知らせするために、団体代表者(町内会長等)にも郵送しています。

※その他、ごみの排出状況や分別・リサイクルなどに関する情報を随時提供します。

(2) 各種研修会の開催

推進員活動を行うに当たって有益な知識や手法を身に付けていただくため、さまざまなテーマ・形式で研修会を開催しています。推進員同士の交流や情報交換を図る場にもなりますので、ぜひご参加ください。(適宜、ご案内を郵送いたします)



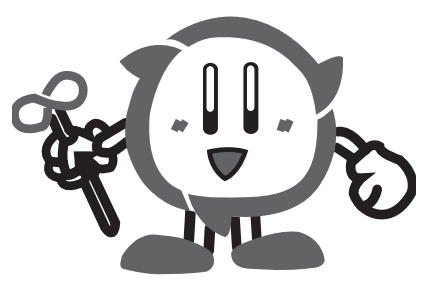
▲ごみ分別体験研修会



▲ワークショップ形式での研修会



▲環境施設見学会



(3) 集積所を清潔に保つために

環境事業所では、地域の実情に応じた啓発ポスターの製作や鳥獣・飛散対策用ネットの貸与など、より使いやすい集積所へ改善するお手伝いをしています。

広いスペースがないごみ集積所の鳥獣対策に、「ハンサムネット」はいかがですか

鳥獣対策として有効な集積所用ネットですが、歩道や道路上に設置された集積所では、ごみ袋がネットにきちんと覆われずカラスや猫に荒らされたり、ネットが歩道を占領して通行の妨げとなったりすることがあります。その解決策として、環境事業所が町内会と協力して考案したのが「ハンサムネット」です。

ハンサムネットは、フェンスやブロック塀に直接設置できるように集積所用ネットを袋状に改良したもので、①鳥獣対策に効果的、②通行の支障が少ない、③設置や管理が安価で容易、という利点を兼ね備えています。

ハンサムネットについて詳しくは、お住まいの区の環境事業所にお問い合わせください。



▲ハンサムネットは、集積所の状況に合わせて、形状を工夫しています

(4) 団体主催行事への支援(問い合わせ先は35ページ)

①環境事業所によるごみ分別出前講座

普段、家庭から出るごみを想定した模擬ごみを使って分別体験ができる「ごみ分別キット」などを使いながら、ごみの排出ルールや資源のリサイクルについて、職員が分かりやすく説明します。町内会のご都合に合わせて、内容・時間等を調整しますので、ご相談ください。

◆〔申・問〕お住まいの区の環境事業所



▲出前講座では、ごみの分別をゲーム感覚で楽しく学ぶメニューなども用意しています

②市政出前講座

環境局が行っている事業などについて、職員が地域に出向いて説明します。

◆〔申・問〕市民局広聴課

環境局で実施している主なテーマ(主な内容)

- 生活ごみの分け方、出し方(生活ごみの種類と分け方、模擬ごみによる分別体験)
- みんなですすめよう! 3R(仙台市のごみ・資源物処理の現状、ごみ減量・リサイクルが大切な理由)
- 地球温暖化と私たちにできること(地球温暖化の現状と仙台市の取り組み、せんだいE-Action)
- 食品ロスの削減について(食品ロスの現状や食品ロス削減に向けた取り組み)

※上記以外のテーマもあります。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

③環境施設を見る会

- ・対象=町内会、子ども会などの団体（ただし15名以上 40名以下）
- ・運行日=火～金曜日（祝休日、年末年始を除く）
- ・時間=午前10時～午後3時で希望する時間
- ・見学場所=ごみ焼却工場、資源化センターほか環境に関する施設
- ・利用料=無料。昼食は各団体で準備
- ・見学先、運行日程など、詳しくはお問い合わせください

◆〔申・問〕家庭ごみ減量課（申し込みは利用日の6カ月前から）



◀プラスチック資源から不適物を選別している様子
家庭から出たごみの処理・リサイクルまでの流れを知ることができます

④せんだい環境学習館たまきさんサロン

環境についての学習、活動の場としてご利用いただけます。環境に関する多様なテーマの講座の開催や、環境に関する図書の貸し出しも行っていきます。

- ・開館時間=平日10:00～20:30、土日祝10:00～17:00
- ・休館日=月曜日（月曜日が休日の場合は、その翌日）、祝日の翌日、年末年始

◆〔申・問〕たまきさんサロン(TEL)214-1233
仙台市青葉区荒巻字青葉468-1
東北大学大学院環境科学研究科本館1階



◀たまきさんサロン
セミナー会場や勉強会などに無料で利用できます
(予約制)

⑤地域清掃ごみ袋の配布

公共の道路や集積所の散乱ごみを清掃する場合にお使いいただける「地域清掃ごみ袋」を配布しています。

※清掃後の地域清掃ごみ袋の収集について

- ・少量の場合：お持ち帰りの上、家庭ごみの日にごみ集積所に出してください。
- ・多量の場合：事前に、お住まいの区の環境事業所にご相談ください。



▲地域清掃ごみ袋
サイズは2種類（大と小）あります

◆地域清掃ごみ袋の配布場所

各区まちづくり推進課、各総合支所まちづくり推進課、各環境事業所、家庭ごみ減量課

地域清掃FAQ

Q 美化活動をして集めたごみは、分別する必要がありますか

A ポイ捨てされたごみは汚れておりリサイクルに適さないため、分別せず地域清掃ごみ袋にまとめて出してください。

Q マンションの敷地内を清掃するのに地域清掃ごみ袋は使えますか

A 私有地の清掃はその管理者に責任があるため、地域清掃ごみ袋を使用しての清掃・集積所への排出はできません。清掃を実施する際は敷地の管理者へご相談ください。

Q 地域清掃で使用する火ばさみは借りられますか

A 家庭ごみ減量課、またはお近くの環境事業所で必要な本数の火ばさみをお貸ししています。区役所・総合支所ではお貸ししていませんので、お気を付けください。